

福岡県公報

令和六年三月十九日
第四百八十号
増刊
①

目次

人事委員会

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

人事委員会

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月十九日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第三号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中「公益財団法人北九州産業学術推進機構」及び「公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター」を削り、同表特別の法律により設立された法人の項中「社会福祉法人福岡県厚生事業団」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。